

三豊市監査委員告示第1号

令和3年度定例監査（第1回）の結果に関する報告に基づき講じた措置の内容について、三豊市長職務代理者から通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年1月26日

三豊市監査委員 片桐 正文

三豊市監査委員 三宅 静雄

三総総第551号
令和4年1月18日

三豊市監査委員 片桐 正文 様
三豊市監査委員 三宅 静雄 様

三豊市長職務代理者 三豊市副市長 綾 章臣

令和3年度定例監査結果（第1回）報告に基づく措置について

令和3年度定例監査結果（第1回）報告に基づき別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に関する報告に基づく措置

区分	監査対象機関 (課名等)	監査の結果 (改善・検討事項)	措置の内容
個別事項	市民環境部 税務課 健康福祉部 福祉事務所 福祉課	<p>・支出負担行為の時期について</p> <p>支出負担行為とは、地方自治法第232条の3において、支出の原因となるべき契約その他の行為と定められている。また、三豊市会計規則第35条(支出負担行為整理区分表)には、支出負担行為として整理する時期等が詳細に定められている。しかしながら、契約を締結しているものの支出負担行為がなされていないものがあった。</p> <p>今後は、適正な時期に事務処理をすること。(過去の定例監査においても指摘済)</p>	<p>委託料の支出負担行為として整理する時期は委託契約締結のときと定められているにもかかわらず、支出負担行為が行われていないものがあったため、直ちに支出負担行為の処理を実施した。なお、今後は契約締結時に必ず支出負担行為を行うよう、職員に再度、周知徹底するとともに、課全体で再発防止に取り組む。</p>
個別事項	会計課	<p>・適切な備品管理について</p> <p>当市では合併以降、庁舎移転や機構改革が繰り返されてきた。そのたびに備品の所管課や設置場所を移動しているが、備品管理システムでの移管、廃棄等の処理ができていないものが多数あった。</p> <p>各部局に共通する事項であるが、備品は三豊市物品会計規則に則り管理されてしかるべきである。特に重要物品は決算書に記載されるものであることから、確実な処理が求められる。</p> <p>については、現在の物品会計規則や備品管理システムが、より有効的、効率的に機能するよう検討すること。</p>	<p>物品会計事務に関しては、三豊市物品会計規則に基づき、事務手続きを行わなければならないが、機構改革等による所管替や不用品の処分等に手続き漏れがあり、適切な管理が出来ていなかった。</p> <p>今後は、適切な備品管理を行うため、各課において重要物品はもとより備品管理システムの登録内容と現状を確認し、確実な処理を行うよう指導するとともに、備品管理システムが効率的に機能するよう費用対効果を鑑みながらシステム改修を検討していく。</p> <p>また、三豊市物品会計規則の規定のとおり「現在高調査」、「事務引継」を然るべき時期に行うよう、毎年、掲示板等で周知を行い、手続きに漏れのないよう適正な事務処理に努める。</p>

<p>共通事項</p>	<p>総務部 管財課</p>	<p>・ 契約書に貼付する収入印紙の確認について</p> <p>土地賃貸借契約書において、貼付すべき収入印紙の貼付忘れや金額誤りが見受けられた。契約書に記載された契約金額に応じ、印紙税法に基づいた適正な収入印紙を貼付すること。</p> <p>また、他の契約においても前例を踏襲することなく、契約金額を確認したうえで適正な収入印紙を貼付すること。</p>	<p>契約書の収入印紙については、相手方から契約書を受取る際に、同印紙の要否や税額の確認等を含め、職員が適切に対応できるよう国税庁の手引きを活用して周知徹底するものとする。</p> <p>周知の時期については、土地の賃貸借契約に限らず、多くの契約事務が年度当初に集中していることから、同契約事務の準備時期に合わせて行うこととし、また、例年同時期に注意喚起を行うことで、前例の踏襲等による同様の誤りを防止する。</p>
-------------	--------------------	--	--